

11 資 料 編

財務諸表

・貸借対照表	49
・損益計算書	50
・キャッシュ・フロー計算書	51
・剰余金処分計算書	51
・注記表	52
・財務諸表の適正性等にかかる確認	62
・会計監査人の監査	62

経営指標等

・最近5年間の主要な経営指標	63
・利益総括表	63
・事業純益	63
・資金運用収支の内訳	64
・受取・支払利息の増減額	64
・利益率	64
・貯貸率・貯証率	64

貯金

・貯金に関する指標	65
-----------	----

為替業務

・内国為替の取扱実績	65
------------	----

貸出金

・貸出金等に関する指標	66
・貸出金の使途別内訳残高	67
・営農類型別貸出金残高	67
・資金種類別貸出金残高	67
・受託貸付金残高	67
・農協法及び金融再生法に基づく開示債権	68
・貸倒引当金及びJAバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額	68
・貸出金償却の額	68
・元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	68

有価証券

・有価証券に関する指標	69
・有価証券等の時価情報	70

自己資本の充実の状況

・自己資本の充実の状況	72
・信用リスクに関する事項	76
・信用リスク削減手法に関する事項	82
・派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項	83
・証券化エクスポージャーに関する事項	84
・CVAリスクに関する事項	85
・マーケット・リスクに関する事項	85
・オペレーショナル・リスクに関する事項	85
・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	85
・金利リスクに関する事項	86

財務諸表

●貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	371	383	貯金	632,187	590,007
預け金	368,635	347,311	当座貯金	6,744	14,514
系統預け金	368,422	347,058	普通貯金	9,786	11,073
系統外預け金	212	253	別段貯金	1,819	1,883
金銭の信託	17,764	16,883	定期貯金	613,838	562,537
有価証券	189,442	173,142	借入金	8,900	1,800
国債	62,364	59,731	代理業務勘定	7	10
地方債	－	276	その他負債	703	1,406
社債	50,859	46,534	未払法人税等	54	60
外国証券	34,073	29,336	貯金利子諸税その他	6	3
株式	14,610	17,279	従業員預り金	47	50
受益証券	26,320	18,656	仮受金	18	21
投資証券	1,214	1,327	未払金	0	－
貸出金	83,002	76,464	未払費用	566	1,262
手形貸付	226	198	前受収益	2	3
証書貸付	59,026	55,257	未決済為替借	9	3
当座貸越	627	522	諸引当金	2,519	2,570
金融機関貸付	23,121	20,486	相互援助積立金	1,953	1,953
その他資産	3,431	3,931	賞与引当金	23	24
従業員貸付金	1	1	退職給付引当金	514	558
差入保証金	0	0	役員退職慰労引当金	27	34
仮払金	11	3	繰延税金負債	751	1,780
その他の資産	1,950	1,700	債務保証	397	317
未収収益	1,457	2,108			
未決済為替貸	9	116			
有形固定資産	1,880	1,764	負債の部合計	645,467	597,892
建物	1,870	1,756	(純資産の部)		
その他の有形固定資産	9	7	出資金	28,129	28,129
無形固定資産	2	2	利益剰余金	29,300	29,537
その他の無形固定資産	2	2	利益準備金	11,401	11,601
外部出資	41,193	41,193	その他利益剰余金	17,898	17,936
系統出資	38,641	38,641	システム対策積立金	289	233
系統外出資	2,552	2,552	経営基盤安定化積立金	6,550	6,550
債務保証見返	397	317	有価証券資産改善等積立金	2,400	2,400
貸倒引当金	△ 215	△ 194	特別積立金	5,565	5,565
			当期末処分剰余金	3,094	3,187
			(うち当期剰余金)	976	906
			会員資本合計	57,429	57,666
			その他有価証券評価差額金	3,009	5,640
			評価・換算差額等合計	3,009	5,640
			純資産の部合計	60,438	63,307
資産の部合計	705,906	661,199	負債及び純資産の部合計	705,906	661,199

● 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日 至令和8年3月31日)
経 常 収 益	10,057	14,666	経 常 利 益	1,163	1,049
資 金 運 用 収 益	6,225	8,612			
貸 出 金 利 息	392	621	税 引 前 当 期 利 益	1,163	1,049
預 け 金 利 息	321	1,020			
有価証券利息配当金	3,257	4,714	法人税、住民税及び事業税	140	158
その他受入利息	2,253	2,256			
(うち受取奨励金)	2,253	2,256	法 人 税 等 調 整 額	46	△ 14
役 務 取 引 等 収 益	84	87			
受入為替手数料	16	15	法 人 税 等 合 計	186	143
その他の受入手数料	68	71			
そ の 他 事 業 収 益	1,579	1,772	当 期 剰 余 金	976	906
受 取 助 成 金	15	0			
国債等債券売却益	1,562	1,733	当 期 首 繰 越 剰 余 金	2,107	2,215
国債等債券償還益	－	36			
受取出資配当金	1	1	目 的 積 立 金 取 崩 額	10	66
そ の 他 経 常 収 益	2,167	4,194	システム対策積立金取崩額	10	66
貸倒引当金戻入益	45	20			
株 式 等 売 却 益	1,446	3,283	当 期 未 処 分 剰 余 金	3,094	3,187
金銭の信託運用益	594	806			
その他の経常収益	81	83			
経 常 費 用	8,894	13,617			
資 金 調 達 費 用	4,124	4,950			
貯 金 利 息	191	1,335			
その他支払利息	3,933	3,614			
(うち支払奨励金)	3,932	3,613			
役 務 取 引 等 費 用	17	16			
支払為替手数料	1	1			
その他の支払手数料	16	15			
その他の役務取引等費用	0	0			
そ の 他 事 業 費 用	3,111	7,296			
支 払 助 成 金	30	87			
国債等債券売却損	2,622	7,208			
国債等債券償還損	458	－			
経 費	1,374	1,353			
人 件 費	667	645			
物 件 費	676	675			
税 金	31	31			
そ の 他 経 常 費 用	266	0			
株 式 等 売 却 損	232	－			
株 式 等 償 却	24	－			
その他の経常費用	8	0			

● キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,163	1,049
減価償却費	115	115
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 45	△ 20
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 125	43
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	1	6
資金運用収益	△ 6,225	△ 8,612
資金調達費用	4,124	4,950
有価証券関係損益(△は益)	196	1,974
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 594	△ 806
固定資産処分損益(△は益)	—	—
貸出金の純増減(△は増加)	9,864	6,538
預け金の純増減(△は増加)	△ 11,196	43,000
貯金の純増減(△は減少)	△ 56,369	△ 42,179
借用金の純増減(△は減少)	△ 8,400	△ 7,100
事業分量配当金の支払額	△ 471	△ 387
その他	177	△ 452
資金運用による収入	6,694	8,684
資金調達による支出	△ 3,994	△ 4,247
小計	△ 65,084	2,555
法人税等の支払額	△ 212	△ 152
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 65,296	2,403
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 42,228	△ 40,826
有価証券の売却による収入	82,480	56,363
有価証券の償還による収入	2,379	3,303
金銭の信託の増加による支出	△ 2,953	—
金銭の信託の減少による収入	5,119	725
固定資産の取得による支出	—	—
外部出資の増加による支出	△ 2,273	—
外部出資の売却等による収入	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	42,524	19,566
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 281	△ 281
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 281	△ 281
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金及び現金同等物の増加額	△ 23,053	21,688
6 現金及び現金同等物の期首残高	43,860	20,806
7 現金及び現金同等物の当期末残高	20,806	42,495

● 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	3,094	3,187
任 意 積 立 金 取 崩 額	—	—
剰 余 金 処 分 額	879	895
利 益 準 備 金	200	190
任 意 積 立 金	10	66
シ ス テ ム 対 策 積 立 金	10	66
出 資 配 当 金 (配 当 率)	281(1.0%)	281(1.0%)
事 業 分 量 配 当 金	387	358
次 期 繰 越 剰 余 金	2,215	2,291

(注) システム対策積立金の内容は次のとおりです。

- ①積立目的：オンラインシステム及び関連システムの移行、拡張、安定運行を図るために積み立てるもの。
- ②積立目標：300百万円
- ③取崩基準：オンラインシステム及び関連システムの移行、拡張、安定運行に伴う経費として必要に応じて取崩しを行う。

● 注 記 表

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
1. 重要な 会計方針に 関する事項	(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・ 其他有価証券…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 8 年～50 年 その他 3 年～45 年 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。 (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (7) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金 J Aバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県 J Aバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。	(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。 (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っております。 ・ 其他有価証券…………… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。 (3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記（2）の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。 (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 8 年～50 年 その他 5 年～45 年 (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。 (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (7) 引当金の計上方法 ① 貸倒引当金 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しております。 正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。 破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。 なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しております。 破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。 ② 相互援助積立金 J Aバンクの持続的・安定的経営に資するため、佐賀県 J Aバンク支援制度要領に基づき相互援助積立金を積み立てております。 ③ 賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
2. 会計上の 見積りに 関する事項	④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (8) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。	④ 退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。 ⑤ 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金引当規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しております。 (8) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。
	会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 ① 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 215百万円 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 (2) 金融商品の時価 ① 当年度に係る計算書類に計上した額 金融商品の時価に関する事項は、「5.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。 c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。	会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。 (1) 貸倒引当金 ① 当年度に係る計算書類に計上した額 貸倒引当金 194百万円 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 貸倒引当金の算出方法は、「1.重要な会計方針に関する事項」「(7)引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。 c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。 (2) 金融商品の時価 ① 当年度に係る計算書類に計上した額 金融商品の時価に関する事項は、「5.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しております。 ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 a 算出方法 金融商品の時価の算出方法は、「5.金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しております。 b 主要な仮定 主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。 c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響 市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																				
3. 貸借対照表に関する事項	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,045百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>1年以内 百万円</th><th>1年超 百万円</th><th>合計 百万円</th></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>16</td><td>32</td><td>48</td></tr></table> (3) 担保に供している資産は次のとおりです。 為替決済の取引の担保として預け金35,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券206百万円を差し入れております。 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債及び外国証券に合計11,800百万円含まれております。 (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。 (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>32百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>32百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する資産不計上未収利息については貸借対照表に計上されていないため開示対象外です。 (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は26,226百万円であります。 (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,196百万円が含まれております。		1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円	オペレーティング・リース	16	32	48	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円	危険債権額	32百万円	三月以上延滞債権額	一百万円	貸出条件緩和債権額	一百万円	合計額	32百万円	(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,161百万円です。 (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として電子計算機・端末機・自動車等があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。 <table><tr><th></th><th>1年以内 百万円</th><th>1年超 百万円</th><th>合計 百万円</th></tr><tr><td>オペレーティング・リース</td><td>16</td><td>35</td><td>51</td></tr></table> (3) 担保に供している資産は次のとおりです。 為替決済の取引の担保として預け金35,000百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券202百万円を差し入れております。 (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に合計15,480百万円含まれております。 (5) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はございません。 (6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はございません。 (7) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額およびその合計額は次のとおりであります。 <table><tr><td>破産更生債権及びこれらに準ずる債権額</td><td>1百万円</td></tr><tr><td>危険債権額</td><td>25百万円</td></tr><tr><td>三月以上延滞債権額</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>貸出条件緩和債権額</td><td>一百万円</td></tr><tr><td>合計額</td><td>27百万円</td></tr></table> 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。 なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する資産不計上未収利息については貸借対照表に計上されていないため開示対象外です。 (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は25,767百万円であります。 (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金18,196百万円が含まれております。		1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円	オペレーティング・リース	16	35	51	破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円	危険債権額	25百万円	三月以上延滞債権額	一百万円	貸出条件緩和債権額	一百万円	合計額	27百万円
	1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円																																			
オペレーティング・リース	16	32	48																																			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円																																					
危険債権額	32百万円																																					
三月以上延滞債権額	一百万円																																					
貸出条件緩和債権額	一百万円																																					
合計額	32百万円																																					
	1年以内 百万円	1年超 百万円	合計 百万円																																			
オペレーティング・リース	16	35	51																																			
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	1百万円																																					
危険債権額	25百万円																																					
三月以上延滞債権額	一百万円																																					
貸出条件緩和債権額	一百万円																																					
合計額	27百万円																																					

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
4. 損益計算書に 関する事項	記載すべき事項はございません。	記載すべき事項はございません。
5. 金融商品に 関する事項	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 当年度末における貸出金のうち、30.2%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式および受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、各部署のほかリスク審査部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク審査部がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク審査部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議	(1) 金融商品の状況に関する事項 ① 金融商品に対する取組方針 当会は、佐賀県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。 J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。 当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関連する企業・団体及び、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。 また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。 ② 金融商品の内容及びそのリスク 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。 当年度末における貸出金のうち、32.6%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。 金銭の信託は特定金銭信託により運用しており、その構成資産は、国債、株式および受益証券等であり、純投資目的（その他目的）で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、市場価格の変動リスク及び外国為替の変動リスクに晒されております。 また、有価証券は、主に株式、債券、投資信託であり、その他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、為替の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。 当会ではデリバティブ取引は、外貨建外債の為替変動を相殺する目的で為替予約を行っております。 ③ 金融商品に係るリスク管理体制 a 信用リスクの管理 当会は、「リスクマネジメントの基本方針」及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。 これらの与信管理は、各部署のほか管理部リスク審査担当により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、管理部リスク審査担当がチェックしております。 有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、管理部リスク審査担当において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。 b 市場リスクの管理 (a) 金利リスクの管理 当会は、A L Mによって金利の変動リスクを管理しております。A L Mに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、A L M委員会において決定されたA L Mに関する方針に基づき、理事会におい

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)
	を行っております。 日常的にはリスク審査部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報はリスク審査部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。 (e) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散・共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で14,005百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。	て実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。 日常的には管理部リスク審査担当において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。 (b) 為替リスクの管理 当会は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。なお、為替の変動リスクをヘッジするため、為替予約を行っております。 (c) 価格変動リスクの管理 有価証券を含む投資商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われております。 運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。 管理部で保有している外部出資の多くは、業務上、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。 これらの情報は管理部リスク審査担当を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。 (d) デリバティブ取引 デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立しております。 (e) 市場リスクに係る定量的情報 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」であります。 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をV a Rにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。 当会のV a Rは分散・共分散法(保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和8年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で20,400百万円です。 なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。 c 資金調達に係る流動性リスクの管理 当会は、A L Mを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。 ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																																																																																																																					
	(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>預け金</td><td>368,635</td><td>367,930</td><td>△704</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>17,764</td><td>17,764</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>189,442</td><td>189,442</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>83,002</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>△215</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>82,787</td><td>82,346</td><td>△440</td></tr><tr><td>資産計</td><td>658,629</td><td>657,484</td><td>△1,145</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>632,187</td><td>631,026</td><td>△1,161</td></tr><tr><td>借入金</td><td>8,900</td><td>8,859</td><td>△40</td></tr><tr><td>負債計</td><td>641,087</td><td>639,886</td><td>△1,201</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した金銭の信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 3. 譲渡性貯金はございません。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。 c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッドが含まれます。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	百万円	百万円	百万円	預け金	368,635	367,930	△704	金銭の信託				その他の金銭の信託	17,764	17,764	—	有価証券				その他有価証券	189,442	189,442	—	貸出金	83,002			貸倒引当金	△215			貸倒引当金控除後	82,787	82,346	△440	資産計	658,629	657,484	△1,145	貯 金	632,187	631,026	△1,161	借入金	8,900	8,859	△40	負債計	641,087	639,886	△1,201	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	デリバティブ取引計	—	—	—	(2) 金融商品の時価等に関する事項 ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。 なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>貸借対照表計上額</th><th>時 価</th><th>差 額</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>預け金</td><td>347,311</td><td>346,424</td><td>△886</td></tr><tr><td>金銭の信託</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他の金銭の信託</td><td>16,883</td><td>16,883</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> その他有価証券</td><td>173,142</td><td>173,142</td><td>—</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>76,464</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金</td><td>△194</td><td></td><td></td></tr><tr><td> 貸倒引当金控除後</td><td>76,269</td><td>75,155</td><td>△1,113</td></tr><tr><td>資産計</td><td>613,606</td><td>611,606</td><td>△2,000</td></tr><tr><td>貯 金</td><td>590,007</td><td>588,332</td><td>△1,675</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1,800</td><td>1,797</td><td>△2</td></tr><tr><td>負債計</td><td>591,807</td><td>590,129</td><td>△1,678</td></tr><tr><td>デリバティブ取引</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td> ヘッジ会計が適用されていないもの</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>デリバティブ取引計</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. その他の金銭の信託には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した金銭の信託が含まれております。 2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。 3. 譲渡性貯金はございません。 4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。 ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明 【資産】 a 預け金 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下OISという) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。 b 金銭の信託 信託財産を構成している有価証券の時価は、下記cと同様の方法により評価しております。 c 有価証券 有価証券について、主に上場株式、国債および上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。 なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。 相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッドが含まれます。		貸借対照表計上額	時 価	差 額	百万円	百万円	百万円	預け金	347,311	346,424	△886	金銭の信託				その他の金銭の信託	16,883	16,883	—	有価証券				その他有価証券	173,142	173,142	—	貸出金	76,464			貸倒引当金	△194			貸倒引当金控除後	76,269	75,155	△1,113	資産計	613,606	611,606	△2,000	貯 金	590,007	588,332	△1,675	借入金	1,800	1,797	△2	負債計	591,807	590,129	△1,678	デリバティブ取引				ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—	デリバティブ取引計	—	—
	貸借対照表計上額		時 価	差 額																																																																																																																																			
	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																				
預け金	368,635	367,930	△704																																																																																																																																				
金銭の信託																																																																																																																																							
その他の金銭の信託	17,764	17,764	—																																																																																																																																				
有価証券																																																																																																																																							
その他有価証券	189,442	189,442	—																																																																																																																																				
貸出金	83,002																																																																																																																																						
貸倒引当金	△215																																																																																																																																						
貸倒引当金控除後	82,787	82,346	△440																																																																																																																																				
資産計	658,629	657,484	△1,145																																																																																																																																				
貯 金	632,187	631,026	△1,161																																																																																																																																				
借入金	8,900	8,859	△40																																																																																																																																				
負債計	641,087	639,886	△1,201																																																																																																																																				
デリバティブ取引																																																																																																																																							
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																																																				
デリバティブ取引計	—	—	—																																																																																																																																				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額																																																																																																																																				
	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																				
預け金	347,311	346,424	△886																																																																																																																																				
金銭の信託																																																																																																																																							
その他の金銭の信託	16,883	16,883	—																																																																																																																																				
有価証券																																																																																																																																							
その他有価証券	173,142	173,142	—																																																																																																																																				
貸出金	76,464																																																																																																																																						
貸倒引当金	△194																																																																																																																																						
貸倒引当金控除後	76,269	75,155	△1,113																																																																																																																																				
資産計	613,606	611,606	△2,000																																																																																																																																				
貯 金	590,007	588,332	△1,675																																																																																																																																				
借入金	1,800	1,797	△2																																																																																																																																				
負債計	591,807	590,129	△1,678																																																																																																																																				
デリバティブ取引																																																																																																																																							
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—																																																																																																																																				
デリバティブ取引計	—	—	—																																																																																																																																				

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																																																																																																
	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。 固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。 ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。 <table><tr><th></th><th colspan="6">貸借対照表計上額</th></tr><tr><th>外 部 出 資</th><td colspan="6">41,193百万円</td></tr></table> (注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超</th><th>2年超</th><th>3年超</th><th>4年超</th><th>5年超</th></tr><tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>預け金</td><td>368,635</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの</td><td>1,782</td><td>3,742</td><td>10,061</td><td>9,153</td><td>8,883</td><td>138,067</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>8,695</td><td>7,166</td><td>7,997</td><td>8,019</td><td>6,372</td><td>44,750</td></tr><tr><td>合 計</td><td>379,113</td><td>10,909</td><td>18,059</td><td>17,173</td><td>15,255</td><td>182,818</td></tr></table> (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越627百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金9,196百万円については「5年超」に含めております。		貸借対照表計上額						外 部 出 資	41,193百万円							1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	預け金	368,635	—	—	—	—	—	有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	1,782	3,742	10,061	9,153	8,883	138,067	貸出金	8,695	7,166	7,997	8,019	6,372	44,750	合 計	379,113	10,909	18,059	17,173	15,255	182,818	d 貸出金 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。 また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。 【負債】 a 貯金 要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 b 借入金 借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当会の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。 固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。 【デリバティブ取引】 デリバティブ取引は、為替予約であり、取引所の価格や割引現在価値により算出した価額によっております。 ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。 <table><tr><th></th><th colspan="6">貸借対照表計上額</th></tr><tr><th>外 部 出 資</th><td colspan="6">41,193百万円</td></tr></table> (注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号2024年9月13日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。 ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 <table><tr><th></th><th>1年以内</th><th>1年超</th><th>2年超</th><th>3年超</th><th>4年超</th><th>5年超</th></tr><tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>預け金</td><td>347,311</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの</td><td>51</td><td>6,370</td><td>6,705</td><td>6,570</td><td>9,315</td><td>129,754</td></tr><tr><td>貸出金</td><td>7,773</td><td>7,362</td><td>7,099</td><td>5,769</td><td>6,600</td><td>41,858</td></tr><tr><td>合 計</td><td>355,136</td><td>13,732</td><td>13,804</td><td>12,340</td><td>15,915</td><td>171,613</td></tr></table> (注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越522百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約貸出金9,196百万円については「5年超」に含めております。		貸借対照表計上額						外 部 出 資	41,193百万円							1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	預け金	347,311	—	—	—	—	—	有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	51	6,370	6,705	6,570	9,315	129,754	貸出金	7,773	7,362	7,099	5,769	6,600	41,858	合 計	355,136	13,732	13,804	12,340	15,915	171,613
	貸借対照表計上額																																																																																																																	
外 部 出 資	41,193百万円																																																																																																																	
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																																																																																																												
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																												
預け金	368,635	—	—	—	—	—																																																																																																												
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	1,782	3,742	10,061	9,153	8,883	138,067																																																																																																												
貸出金	8,695	7,166	7,997	8,019	6,372	44,750																																																																																																												
合 計	379,113	10,909	18,059	17,173	15,255	182,818																																																																																																												
	貸借対照表計上額																																																																																																																	
外 部 出 資	41,193百万円																																																																																																																	
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超																																																																																																												
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																												
預け金	347,311	—	—	—	—	—																																																																																																												
有価証券 その他 有価証券のうち満期があるもの	51	6,370	6,705	6,570	9,315	129,754																																																																																																												
貸出金	7,773	7,362	7,099	5,769	6,600	41,858																																																																																																												
合 計	355,136	13,732	13,804	12,340	15,915	171,613																																																																																																												

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																																																																																																																																																																										
	⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>貯 金</td><td>631,384</td><td>317</td><td>486</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>借入金</td><td>7,100</td><td>1,800</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>638,484</td><td>2,117</td><td>486</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	貯 金	631,384	317	486	—	—	—	借入金	7,100	1,800	—	—	—	—	合 計	638,484	2,117	486	—	—	—	⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>1年以内</th><th>1年超 2年以内</th><th>2年超 3年以内</th><th>3年超 4年以内</th><th>4年超 5年以内</th><th>5年超</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>貯 金</td><td>586,733</td><td>606</td><td>—</td><td>2,668</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>借入金</td><td>1,800</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>588,533</td><td>606</td><td>—</td><td>2,668</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> (注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	貯 金	586,733	606	—	2,668	—	—	借入金	1,800	—	—	—	—	—	合 計	588,533	606	—	2,668	—	—																																																																																																																						
	1年以内		1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																					
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																						
貯 金	631,384	317	486	—	—	—																																																																																																																																																																																						
借入金	7,100	1,800	—	—	—	—																																																																																																																																																																																						
合 計	638,484	2,117	486	—	—	—																																																																																																																																																																																						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超																																																																																																																																																																																						
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																						
貯 金	586,733	606	—	2,668	—	—																																																																																																																																																																																						
借入金	1,800	—	—	—	—	—																																																																																																																																																																																						
合 計	588,533	606	—	2,668	—	—																																																																																																																																																																																						
6. 有価証券に関する事項	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。 ① 売買目的有価証券 売買目的として保有している有価証券はございません。 ② 満期保有目的の債券 満期保有目的として保有している債券はございません。 ③ その他有価証券 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">種 類</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>株 式</td><td>4,291</td><td>14,391</td><td>10,099</td></tr><tr><td>国債</td><td>4,166</td><td>4,187</td><td>20</td></tr><tr><td>地方債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>社債</td><td>3,151</td><td>3,402</td><td>250</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>19,018</td><td>22,673</td><td>3,655</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,773</td><td>17,583</td><td>3,809</td></tr><tr><td>小 計</td><td>44,402</td><td>62,237</td><td>17,835</td></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>株 式</td><td>273</td><td>218</td><td>△54</td></tr><tr><td>国債</td><td>67,554</td><td>58,177</td><td>△9,377</td></tr><tr><td>地方債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>社債</td><td>49,632</td><td>47,457</td><td>△2,175</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>11,670</td><td>11,400</td><td>△270</td></tr><tr><td>その他</td><td>10,416</td><td>9,951</td><td>△465</td></tr><tr><td>小 計</td><td>139,547</td><td>127,205</td><td>△12,342</td></tr><tr><td>合 計</td><td>183,949</td><td>189,442</td><td>5,493</td></tr></table> (注) 1. 上記の差額から繰延税金負債1,424百万円を差し引いた金額4,068百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2. その他有価証券のうち、当該有価証券の発行会社の信用状況に重大な懸念が生じており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。 当年度における減損処理額は、24百万円（うち、株式24百万円）であります。 (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>売却額</th><th>売却益</th><th>売却損</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>株 式</td><td>115</td><td>315</td><td>—</td></tr><tr><td>債 券</td><td>53,743</td><td>1,562</td><td>2,622</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,646</td><td>1,130</td><td>232</td></tr><tr><td>合 計</td><td>67,505</td><td>3,008</td><td>2,855</td></tr></table>		種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差額	百万円	百万円	百万円	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,291	14,391	10,099	国債	4,166	4,187	20	地方債	—	—	—	社債	3,151	3,402	250	外国証券	19,018	22,673	3,655	その他	13,773	17,583	3,809	小 計	44,402	62,237	17,835	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	273	218	△54	国債	67,554	58,177	△9,377	地方債	—	—	—	社債	49,632	47,457	△2,175	外国証券	11,670	11,400	△270	その他	10,416	9,951	△465	小 計	139,547	127,205	△12,342	合 計	183,949	189,442	5,493		売却額	売却益	売却損	百万円	百万円	百万円	株 式	115	315	—	債 券	53,743	1,562	2,622	その他	13,646	1,130	232	合 計	67,505	3,008	2,855	(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。 ① 売買目的有価証券 売買目的として保有している有価証券はございません。 ② 満期保有目的の債券 満期保有目的として保有している債券はございません。 ③ その他有価証券 その他有価証券において、種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th rowspan="2">種 類</th><th>取得原価</th><th>貸借対照表計上額</th><th>差額</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>株 式</td><td>3,942</td><td>17,055</td><td>13,113</td></tr><tr><td>国債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>地方債</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>社債</td><td>2,488</td><td>2,727</td><td>239</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>22,334</td><td>26,382</td><td>4,048</td></tr><tr><td>その他</td><td>13,629</td><td>18,544</td><td>4,915</td></tr><tr><td>小 計</td><td>42,394</td><td>64,710</td><td>22,316</td></tr><tr><td rowspan="7">貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>株 式</td><td>243</td><td>223</td><td>△20</td></tr><tr><td>国債</td><td>68,887</td><td>59,731</td><td>△9,156</td></tr><tr><td>地方債</td><td>296</td><td>276</td><td>△19</td></tr><tr><td>社債</td><td>47,124</td><td>43,806</td><td>△3,317</td></tr><tr><td>外国証券</td><td>3,024</td><td>2,953</td><td>△70</td></tr><tr><td>その他</td><td>1,522</td><td>1,438</td><td>△83</td></tr><tr><td>小 計</td><td>121,097</td><td>108,431</td><td>△12,666</td></tr><tr><td>合 計</td><td>163,492</td><td>173,142</td><td>9,649</td></tr></table> (注) 1. 上記の差額から繰延税金負債2,604百万円を差し引いた金額7,044百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はございません。 (3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。 <table><tr><th rowspan="2"></th><th>売却額</th><th>売却益</th><th>売却損</th></tr><tr><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>株 式</td><td>379</td><td>1,584</td><td>—</td></tr><tr><td>債 券</td><td>46,545</td><td>1,733</td><td>7,208</td></tr><tr><td>その他</td><td>5,699</td><td>1,698</td><td>—</td></tr><tr><td>合 計</td><td>52,623</td><td>5,016</td><td>7,208</td></tr></table>		種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差額	百万円	百万円	百万円	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,942	17,055	13,113	国債	—	—	—	地方債	—	—	—	社債	2,488	2,727	239	外国証券	22,334	26,382	4,048	その他	13,629	18,544	4,915	小 計	42,394	64,710	22,316	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	243	223	△20	国債	68,887	59,731	△9,156	地方債	296	276	△19	社債	47,124	43,806	△3,317	外国証券	3,024	2,953	△70	その他	1,522	1,438	△83	小 計	121,097	108,431	△12,666	合 計	163,492	173,142	9,649		売却額	売却益	売却損	百万円	百万円	百万円	株 式	379	1,584	—	債 券	46,545	1,733	7,208	その他	5,699	1,698	—	合 計	52,623	5,016	7,208
	種 類			取得原価	貸借対照表計上額	差額																																																																																																																																																																																						
		百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	4,291	14,391	10,099																																																																																																																																																																																								
	国債	4,166	4,187	20																																																																																																																																																																																								
	地方債	—	—	—																																																																																																																																																																																								
	社債	3,151	3,402	250																																																																																																																																																																																								
	外国証券	19,018	22,673	3,655																																																																																																																																																																																								
	その他	13,773	17,583	3,809																																																																																																																																																																																								
	小 計	44,402	62,237	17,835																																																																																																																																																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	273	218	△54																																																																																																																																																																																								
	国債	67,554	58,177	△9,377																																																																																																																																																																																								
	地方債	—	—	—																																																																																																																																																																																								
	社債	49,632	47,457	△2,175																																																																																																																																																																																								
	外国証券	11,670	11,400	△270																																																																																																																																																																																								
	その他	10,416	9,951	△465																																																																																																																																																																																								
	小 計	139,547	127,205	△12,342																																																																																																																																																																																								
合 計	183,949	189,442	5,493																																																																																																																																																																																									
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																									
	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																									
株 式	115	315	—																																																																																																																																																																																									
債 券	53,743	1,562	2,622																																																																																																																																																																																									
その他	13,646	1,130	232																																																																																																																																																																																									
合 計	67,505	3,008	2,855																																																																																																																																																																																									
	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差額																																																																																																																																																																																								
		百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	3,942	17,055	13,113																																																																																																																																																																																								
	国債	—	—	—																																																																																																																																																																																								
	地方債	—	—	—																																																																																																																																																																																								
	社債	2,488	2,727	239																																																																																																																																																																																								
	外国証券	22,334	26,382	4,048																																																																																																																																																																																								
	その他	13,629	18,544	4,915																																																																																																																																																																																								
	小 計	42,394	64,710	22,316																																																																																																																																																																																								
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	243	223	△20																																																																																																																																																																																								
	国債	68,887	59,731	△9,156																																																																																																																																																																																								
	地方債	296	276	△19																																																																																																																																																																																								
	社債	47,124	43,806	△3,317																																																																																																																																																																																								
	外国証券	3,024	2,953	△70																																																																																																																																																																																								
	その他	1,522	1,438	△83																																																																																																																																																																																								
	小 計	121,097	108,431	△12,666																																																																																																																																																																																								
合 計	163,492	173,142	9,649																																																																																																																																																																																									
	売却額	売却益	売却損																																																																																																																																																																																									
	百万円	百万円	百万円																																																																																																																																																																																									
株 式	379	1,584	—																																																																																																																																																																																									
債 券	46,545	1,733	7,208																																																																																																																																																																																									
その他	5,699	1,698	—																																																																																																																																																																																									
合 計	52,623	5,016	7,208																																																																																																																																																																																									

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																						
7. 金銭の信託に関する事項	金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。 ① 運用目的の金銭の信託 運用目的として保有している金銭の信託はございません。 ② 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。 ③ その他の金銭の信託 <table><tr><th></th><th>貸借 対照表 計上額</th><th>取 得 原 価</th><th>差 額</th><th>うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの</th><th>うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの</th></tr><tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>17,764</td><td>19,243</td><td>△1,479</td><td>145</td><td>1,624</td></tr></table> (注) 1. 上記の差額から繰延税金負債△419百万円を差し引いた金額△1,059百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	その他の 金銭の信託	17,764	19,243	△1,479	145	1,624	金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりであります。 ① 運用目的の金銭の信託 運用目的として保有している金銭の信託はございません。 ② 満期保有目的の金銭の信託 満期保有目的として保有している金銭の信託はございません。 ③ その他の金銭の信託 <table><tr><th></th><th>貸借 対照表 計上額</th><th>取 得 原 価</th><th>差 額</th><th>うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの</th><th>うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの</th></tr><tr><th></th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th><th>百万円</th></tr><tr><td>その他の 金銭の信託</td><td>16,883</td><td>18,843</td><td>△1,960</td><td>214</td><td>2,174</td></tr></table> (注) 1. 上記の差額から繰延税金負債△556百万円を差し引いた金額△1,404百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。		貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの		百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	その他の 金銭の信託	16,883	18,843	△1,960	214	2,174		
	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの																																			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																			
その他の 金銭の信託	17,764	19,243	△1,479	145	1,624																																			
	貸借 対照表 計上額	取 得 原 価	差 額	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えるもの	うち貸借 対照表計 上額が取得 原価を超 えないもの																																			
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円																																			
その他の 金銭の信託	16,883	18,843	△1,960	214	2,174																																			
8. 退職給付に関する事項	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>640 百万円</td></tr><tr><td>転籍者受入による引当金の増加</td><td>1 百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>45 百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△172 百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>514 百万円</td></tr></table> b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>514 百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>514 百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>514 百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>514 百万円</td></tr></table> c 退職給付に関連する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>45 百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。 また、存続組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は55百万円となっています。	期首における退職給付引当金	640 百万円	転籍者受入による引当金の増加	1 百万円	退職給付費用	45 百万円	退職給付の支払額	△172 百万円	期末における退職給付引当金	514 百万円	非積立型制度の退職給付債務	514 百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	514 百万円	退職給付引当金	514 百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	514 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	45 百万円	(1) 退職給付 ① 採用している退職給付制度の概要 当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度(非積立型制度)を設けており、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。 当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。 ② 確定給付制度 a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 <table><tr><td>期首における退職給付引当金</td><td>514 百万円</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td>45 百万円</td></tr><tr><td>退職給付の支払額</td><td>△1 百万円</td></tr><tr><td>期末における退職給付引当金</td><td>558 百万円</td></tr></table> b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 <table><tr><td>非積立型制度の退職給付債務</td><td>558 百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>558 百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td>558 百万円</td></tr><tr><td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td><td>558 百万円</td></tr></table> c 退職給付に関連する損益 <table><tr><td>簡便法で計算した退職給付費用</td><td>45 百万円</td></tr></table> (2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため提出した特例業務負担金を含めて計上しております。 なお、当年度において存続組合に対して提出した特例業務負担金の額は8百万円となっております。 また、存続組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は47百万円となっています。	期首における退職給付引当金	514 百万円	退職給付費用	45 百万円	退職給付の支払額	△1 百万円	期末における退職給付引当金	558 百万円	非積立型制度の退職給付債務	558 百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	558 百万円	退職給付引当金	558 百万円	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	558 百万円	簡便法で計算した退職給付費用	45 百万円
期首における退職給付引当金	640 百万円																																							
転籍者受入による引当金の増加	1 百万円																																							
退職給付費用	45 百万円																																							
退職給付の支払額	△172 百万円																																							
期末における退職給付引当金	514 百万円																																							
非積立型制度の退職給付債務	514 百万円																																							
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	514 百万円																																							
退職給付引当金	514 百万円																																							
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	514 百万円																																							
簡便法で計算した退職給付費用	45 百万円																																							
期首における退職給付引当金	514 百万円																																							
退職給付費用	45 百万円																																							
退職給付の支払額	△1 百万円																																							
期末における退職給付引当金	558 百万円																																							
非積立型制度の退職給付債務	558 百万円																																							
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	558 百万円																																							
退職給付引当金	558 百万円																																							
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	558 百万円																																							
簡便法で計算した退職給付費用	45 百万円																																							

区 分	令和6年度 (自令和6年4月1日至令和7年3月31日)	令和7年度 (自令和7年4月1日至令和8年3月31日)																																																												
9. 税効果会計に関する事項	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等																																																												
	<table><tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>6 百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>146 百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>554 百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>81 百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>8 百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>88 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>11 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>897 百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△643 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>254 百万円</td></tr><tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△1,005 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△1,005 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td><td>△751 百万円</td></tr></table>	繰延税金資産		賞与引当金超過額	6 百万円	退職給付引当金超過額	146 百万円	相互援助積立金超過額	554 百万円	有価証券有税償却額	81 百万円	未払事業税	8 百万円	未払奨励金	88 百万円	その他	11 百万円	繰延税金資産小計	897 百万円	評価性引当額	△643 百万円	繰延税金資産合計(A)	254 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△1,005 百万円	繰延税金負債合計(B)	△1,005 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△751 百万円	<table><tr><td colspan="2">繰延税金資産</td></tr><tr><td>賞与引当金超過額</td><td>6 百万円</td></tr><tr><td>退職給付引当金超過額</td><td>158 百万円</td></tr><tr><td>相互援助積立金超過額</td><td>554 百万円</td></tr><tr><td>有価証券有税償却額</td><td>200 百万円</td></tr><tr><td>未払事業税</td><td>9 百万円</td></tr><tr><td>未払奨励金</td><td>86 百万円</td></tr><tr><td>その他</td><td>12 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産小計</td><td>1,029 百万円</td></tr><tr><td>評価性引当額</td><td>△760 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金資産合計(A)</td><td>268 百万円</td></tr><tr><td colspan="2">繰延税金負債</td></tr><tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td>△2,048 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債合計(B)</td><td>△2,048 百万円</td></tr><tr><td>繰延税金負債の純額(A)+(B)</td><td>△1,780 百万円</td></tr></table>	繰延税金資産		賞与引当金超過額	6 百万円	退職給付引当金超過額	158 百万円	相互援助積立金超過額	554 百万円	有価証券有税償却額	200 百万円	未払事業税	9 百万円	未払奨励金	86 百万円	その他	12 百万円	繰延税金資産小計	1,029 百万円	評価性引当額	△760 百万円	繰延税金資産合計(A)	268 百万円	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	△2,048 百万円	繰延税金負債合計(B)	△2,048 百万円	繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,780 百万円
	繰延税金資産																																																													
	賞与引当金超過額	6 百万円																																																												
	退職給付引当金超過額	146 百万円																																																												
	相互援助積立金超過額	554 百万円																																																												
	有価証券有税償却額	81 百万円																																																												
	未払事業税	8 百万円																																																												
	未払奨励金	88 百万円																																																												
	その他	11 百万円																																																												
繰延税金資産小計	897 百万円																																																													
評価性引当額	△643 百万円																																																													
繰延税金資産合計(A)	254 百万円																																																													
繰延税金負債																																																														
その他有価証券評価差額金	△1,005 百万円																																																													
繰延税金負債合計(B)	△1,005 百万円																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△751 百万円																																																													
繰延税金資産																																																														
賞与引当金超過額	6 百万円																																																													
退職給付引当金超過額	158 百万円																																																													
相互援助積立金超過額	554 百万円																																																													
有価証券有税償却額	200 百万円																																																													
未払事業税	9 百万円																																																													
未払奨励金	86 百万円																																																													
その他	12 百万円																																																													
繰延税金資産小計	1,029 百万円																																																													
評価性引当額	△760 百万円																																																													
繰延税金資産合計(A)	268 百万円																																																													
繰延税金負債																																																														
その他有価証券評価差額金	△2,048 百万円																																																													
繰延税金負債合計(B)	△2,048 百万円																																																													
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△1,780 百万円																																																													
	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因																																																												
	法定実効税率 27.66%	法定実効税率 27.66%																																																												
	(調整)	(調整)																																																												
	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.52%	交際費等永久に損金に算入されない項目 0.42%																																																												
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.39%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △3.79%																																																												
	事業分量配当金 △9.21%	事業分量配当金 △9.43%																																																												
	住民税均等割等 0.38%	住民税均等割等 0.42%																																																												
	評価性引当額の増減 0.08%	評価性引当額の増減 △0.13%																																																												
	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正 0.54%	その他 △1.48%																																																												
	その他 △0.51%	税効果会計適用後の法人税等の負担率 13.67%																																																												
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 16.07%																																																													
	(3) 税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額																																																													
	「防衛特別法人税」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.37%に変更されました。その結果、繰延税金負債が18,799千円増加し、その他有価証券評価差額金が25,158千円、法人税等調整額が6,359千円それぞれ減少しています。																																																													
10. キャッシュ・フロー計算書に関する事項	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金であります。																																																												

●財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ① 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ② 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ③ 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年7月1日

佐賀県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 材木 洋幸

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、剰余金処分計算書、注記表を指しています。

●会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、会計監査人の監査を受けております。

(会計監査人の名称) みのり監査法人(令和8年7月末現在)

所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町

経営指標等

● 最近5年間の主要な経営指標

(単位：百万円、人、%)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益	10,999	8,053	9,216	10,057	14,666
経常利益	5,263	1,031	1,941	1,163	1,049
当期剰余金	4,097	937	1,619	976	906
出資金 (出資口数)	28,129 (937,642)	28,129 (937,642)	28,129 (937,642)	28,129 (937,642)	28,129 (937,642)
純資産額	64,560	61,182	68,455	60,438	63,307
総資産額	854,900	837,743	782,054	705,906	661,199
貯金等残高	752,765	746,315	688,556	632,187	590,007
貸出金残高	143,918	118,011	92,866	83,002	76,464
有価証券残高	203,867	214,441	243,474	189,442	173,142
剰余金配当金額	999	903	752	668	639
・普通出資配当額	281	281	281	281	281
・事業分量配当額	718	422	471	387	358
職員数	98	95	93	87	89
単体自己資本比率	16.82	17.21	18.66	18.64	19.12

(注) 1. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。
2. 普通出資に対する配当率は年1.00%です。
3. 7年度の事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。
会員の定期貯金(2年以内)の貯金平残(貯金担保貸付を控除)に対して年0.06%

● 利益総括表

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,225	3,814	1,589
役 務 取 引 等 収 支	66	70	3
そ の 他 事 業 収 支	△ 1,531	△ 5,524	△ 3,992
事 業 粗 利 益	760	△ 1,638	△ 2,399
(事 業 粗 利 益 率)	(0.11)	(△ 0.26)	(△ 0.37)

(注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
5. 事業粗利益率＝事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100

● 事業純益

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
事 業 純 益	△ 613	△ 2,992	△ 2,378
実 質 事 業 純 益	△ 613	△ 2,992	△ 2,378
コ ア 事 業 純 益	446	2,446	2,000
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	1,540	1,642	102

(注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

● 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、％)

	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	686,455	6,225	0.91	624,336	8,612	1.38
うち預け金	386,055	2,575	0.67	367,720	3,276	0.89
有価証券	214,110	3,257	1.52	177,000	4,714	2.66
貸出金	86,287	392	0.46	79,614	621	0.78
資金調達勘定	689,917	3,999	0.58	626,370	4,798	0.77
うち貯金	677,205	4,123	0.61	620,946	4,949	0.80
譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
借入金	12,618	—	—	5,374	—	—
総資金利ざや	—	—	0.13	—	—	0.40

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率
 令和6年度 0.91％ 0.78％
 令和7年度 1.38％ 0.98％
 2. 預け金には受取奨励金・特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。
 3. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

● 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	640	2,387
うち 預 け 金	585	701
有 価 証 券	398	1,457
貸 出 金	△ 344	228
支 払 利 息	114	798
うち 貯 金	117	825
譲 渡 性 貯 金	—	—
借 用 金	—	—
差 引	525	1,589

(注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 預け金には受取奨励金・特別配当金を、貯金には支払奨励金を含んでいます。
 3. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

● 利益率

(単位：％)

	令和6年度	令和7年度	増 減
総資産経常利益率	0.15	0.15	△ 0.00
純資産経常利益率	2.01	1.78	△ 0.23
総資産当期純利益率	0.13	0.13	0.00
純資産当期純利益率	1.68	1.54	△ 0.14

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金÷総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

● 貯貸率・貯証率

(単位：％)

		令和6年度	令和7年度	増 減
貯 貸 率	期 末	13.12	12.95	△ 0.17
	期 中 平 均	12.74	12.82	0.08
貯 証 率	期 末	29.96	29.34	△ 0.62
	期 中 平 均	31.61	28.50	△ 3.11

貯 金

●貯金に関する指標

(科目別貯金平均残高) (単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	18,169(2.7)	16,943(2.7)	△ 1,225
定期性貯金	658,806(97.3)	603,772(97.3)	△ 55,033
その他の貯金	230(0.0)	230(0.0)	0
計	677,205(100.0)	620,946(100.0)	△ 56,258
譲渡性貯金	－(－)	－(－)	－
合計	677,205(100.0)	620,946(100.0)	△ 56,258

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋通知貯金
2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
3. ()内は構成比です。

(定期貯金残高) (単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	613,838(100.0)	562,537(100.0)	△ 51,301
うち固定金利定期	613,838(100.0)	562,537(100.0)	△ 51,301
変動金利定期	－(－)	－(－)	－

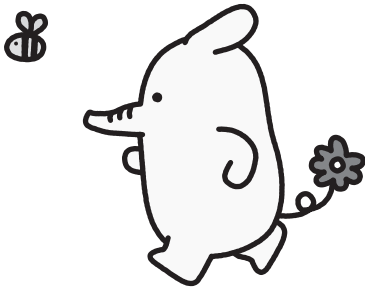
- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
3. ()内は構成比です。

為 替 業 務

●内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込 (件数) 金額	(87,233) 144,572	(39,162) 356,993	(86,544) 118,056	(38,272) 307,580
代金取立 (件数) 金額	(－) －	(－) －	(－) －	(－) －
雑為替 (件数) 金額	(1,707) 1,876	(2,579) 3,314	(1,595) 1,875	(2,423) 3,310



貸出金

● 貸出金等に関する指標

(科目別貸出金平均残高)

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
手形貸付	226	248	21
証書貸付	85,477	78,618	△ 6,859
当座貸越	582	747	164
割引手形	－	－	－
合計	86,287	79,614	△ 6,673

(貸出金の金利条件別内訳残高)

(単位：百万円、％)

	令和6年度	令和7年度	増減
固定金利貸出	57,923(69.8)	51,861(67.8)	△ 6,061
変動金利貸出	25,079(30.2)	24,602(32.2)	△ 476
合計	83,002(100.0)	76,464(100.0)	△ 6,538

(注) ()内は構成比です。

(貸出金の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯金等	275	345	69
有価証券	－	－	－
動産	111	96	△ 14
不動産	1,426	1,834	408
その他担保物	－	－	－
計	1,813	2,277	464
農業信用基金協会保証	13	16	2
その他保証	228	313	85
計	241	329	87
信用	80,947	73,856	△ 7,090
合計	83,002	76,464	△ 6,538

(債務保証の担保別内訳残高)

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増減
貯金等	－	－	－
有価証券	－	－	－
動産	－	－	－
不動産	50	50	0
その他担保物	－	－	－
計	50	50	0
信用	347	266	△ 80
合計	397	317	△ 79

●貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	9,248(11.1)	9,698(12.7)	450
運 転 資 金	73,754(88.9)	66,765(87.3)	△ 6,988
合 計	83,002(100.0)	76,464(100.0)	△ 6,538

(注) ()内は構成比です。

●営農類型別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	—	—	—
うち耕作	15	27	11
野菜・園芸	126	57	△ 69
果樹・樹園農業	3	2	△ 0
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	27	5	△ 22
養鶏・養卵	20	19	△ 0
養蚕	—	—	—
その他農業	—	—	—
農業関連団体等	5,289	4,844	△ 444
合 計	5,482	4,957	△ 525

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関係団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられていない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JA及び専門農協とそれらの子会社が含まれています。

●資金種類別貸出金残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	667	616	△ 51
農業制度資金	4,814	4,340	△ 474
うち農業近代化資金	4,814	4,340	△ 474
その他制度資金	—	—	—
合 計	5,482	4,957	△ 525

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

●受託貸付金残高

(単位：百万円)

受 託 先	令和6年度	令和7年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫 （農 林 水 産 事 業）	5,994	5,863	△ 130
株式会社日本政策金融公庫 （国 民 生 活 事 業）	1	1	△ 0
独立行政法人住宅金融支援機構	760	658	△ 102
独立行政法人福祉医療機構	10	8	△ 1
合 計	6,767	6,531	△ 235

●農協法及び金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	債権額	保全額				債権額	保全額			
		担保	保証	引当	合計		担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1	0	－	1	1	1	0	－	1	1
危険債権	30	9	－	20	30	25	8	－	16	25
要管理債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	三月以上延滞債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	貸出条件緩和債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－
小計	32	9	－	22	32	27	9	－	18	27
正常債権	83,419	－	－	－	－	76,809	－	－	－	－
合計	83,451	9	－	22	32	76,836	9	－	18	27

●貸倒引当金及びJAバンク支援積立金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	217	193	－	217	193	193	176	－	193	176
個別貸倒引当金	42	22	－	42	22	22	18	－	22	18
計	260	215	－	260	215	215	194	－	215	194
JAバンク支援積立金	1,953	－	－	－	1,953	1,953	－	－	－	1,953
合計	2,214	215	－	260	2,168	2,168	194	－	215	2,147

●貸出金償却の額

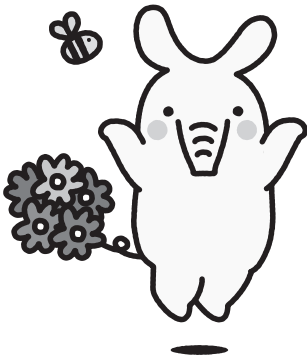
(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	－	－

(注) 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を表示しています。なお、7年度は相殺は行っておりません。

●元本補填契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。



有 価 証 券

●有価証券に関する指標

(種類別有価証券平均残高)

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	83,575	73,210	△ 10,364
地 方 債	—	256	256
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	63,577	53,288	△ 10,289
外 国 証 券	35,197	27,965	△ 7,231
株 式	4,702	4,339	△ 362
受 益 証 券	25,845	16,730	△ 9,115
投 資 証 券	1,212	1,210	△ 2
合 計	214,110	177,000	△ 37,109

(商品有価証券種類別平均残高)

該当する取引はありません。

(有価証券残存期間別残高)

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	—	1,032	2,093	1,061	4,422	53,755	—	62,364
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	999	1,969	4,794	9,155	18,047	15,893	—	50,859
株 式	—	—	—	—	—	—	14,610	14,610
外 国 証 券	—	8,908	8,198	4,540	5,367	7,058	—	34,073
受 益 証 券	782	1,658	2,686	1,033	2,119	1,001	17,038	26,320
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	1,214	1,214
令和7年度								
国 債	—	3,057	3,711	—	18,549	34,412	—	59,731
地 方 債	—	—	—	—	276	—	—	276
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	292	8,106	8,256	16,723	13,154	—	46,534
株 式	—	—	—	—	—	—	17,279	17,279
外 国 証 券	—	7,598	3,193	5,664	6,615	6,265	—	29,336
受 益 証 券	—	2,032	291	682	1,740	1,089	12,819	18,656
投 資 証 券	—	—	—	—	—	—	1,327	1,327

●有価証券等の時価情報
(有価証券)

売買目的有価証券

売買目的として保有している有価証券はありません。

満期保有目的の債券

満期保有目的として保有している有価証券はありません。

その他有価証券

(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,291	14,391	10,099	3,942	17,055	13,113
	国債	4,166	4,187	20	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,151	3,402	250	2,488	2,727	239
	外国証券	19,018	22,673	3,655	22,334	26,382	4,048
	その他	13,773	17,583	3,809	13,629	18,544	4,915
	小計	44,402	62,237	17,835	42,394	64,710	22,316
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	273	218	△ 54	243	223	△ 20
	国債	67,554	58,177	△ 9,377	68,887	59,731	△ 9,156
	地方債	—	—	—	296	276	△ 19
	社債	49,632	47,457	△ 2,175	47,124	43,806	△ 3,317
	外国証券	11,670	11,400	△ 270	3,024	2,953	△ 70
	その他	10,416	9,951	△ 465	1,522	1,438	△ 83
	小計	139,547	127,205	△ 12,342	121,097	108,431	△ 12,666
合計		183,949	189,442	5,493	163,492	173,142	9,649

(注) 貸借対照表計上額は、当年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。

(金銭の信託)
運用目的の金銭の信託

運用目的として保有している金銭の信託はありません。

満期保有目的の金銭の信託

満期保有目的として保有している金銭の信託はありません。

その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	17,764	19,243	△ 1,479	145	1,624	16,883	18,843	△ 1,960	214	2,174

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ差額の内訳であります。

(デリバティブ取引等)

金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和6年度			令和7年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金 利 先 物	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
	金 利 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
店 頭	金 利 スワップ	受取固定	—	—	—	—	—	—
		支払変動						
		受取変動	—	—	—	—	—	—
		支払固定						
	金 利 オプション	売 建	—	—	—	—	—	—
		買 建	—	—	—	—	—	—
合 計		—	—	—	—	—	—	

通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分				令和6年度			令和7年度		
				契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ			—	—	—	—	—	—
店頭	為替予約	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
合	計			—	—	—	—	—	—

株式関連取引

(単位：百万円)

区 分					令和6年度			令和7年度		
					契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	株 数	先 物	売 建	—	—	—	—	—	—	
			買 建	—	—	—	—	—	—	
	株 価	指 数	売 建	—	—	—	—	—	—	
			買 建	—	—	—	—	—	—	
合 計				—	—	—	—	—		

債券関連取引

(単位：百万円)

区 分				令和6年度			令和7年度		
				契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	債券先物	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
	債券先物オプション	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	売	建	—	—	—	—	—	—
		買	建	—	—	—	—	—	—
合 計				—	—	—	—	—	—

○自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	56,760	57,027
うち、出資金及び資本準備金の額	28,129	28,129
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	29,300	29,537
うち、外部流出予定額(△)	668	639
うち、処分未済持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,146	2,129
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	2,146	2,129
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	58,907	59,156
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	2	2
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	2	2
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2	2
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	58,905	59,154
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	311,322	303,591
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	4,653	5,844
資本フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	315,975	309,435
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(ニ))	18.64%	19.12%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

○信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

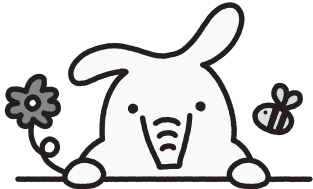
(単位：百万円)

		令和6年度			令和7年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
信用リスク・アセット	現金	371	—	—	383	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	71,838	—	—	69,046	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	18,542	—	—	17,319	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	32,985	—	—	31,190	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	2,909	581	23	898	179	7
	地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
	金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	390,675	77,785	3,111	371,823	73,917	2,956
	〔うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け〕	11,831	3,102	124	16,019	3,913	156
	カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
	法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	65,487	30,271	1,210	59,249	25,813	1,032
	〔うち特定貸付債権向け〕	—	—	—	—	—	—
	中堅中小企業等向けおよび個人向け	1,726	1,190	47	2,360	1,664	66
	〔うちトランザクター向け〕	—	—	—	—	—	—
	不動産関連向け	837	807	32	790	771	30
	〔うち自己居住用不動産等向け〕	1	0	0	0	0	0
	〔うち賃貸用不動産向け〕	227	137	5	199	122	4
	〔うち事業用不動産関連向け〕	608	669	26	589	648	25
	〔うちその他不動産関連向け〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちADC向け〕	—	—	—	—	—	—
	劣後債権及びその他資本性証券等	15,479	15,479	619	13,398	16,747	669
	延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	30	4	0	25	4	0
	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
	取立未済手形	9	1	0	116	23	0
	信用保証協会等による保証付	23	2	0	29	2	0
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
	株式等	8,457	8,457	338	8,075	10,498	419
	上記以外	63,152	150,589	6,023	62,916	149,833	5,993
	〔うち重要な出資のエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー〕	19,300	48,251	1,930	18,798	46,996	1,879
	〔うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー〕	38,512	96,280	3,851	38,512	96,280	3,851
	〔うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー〕	254	635	25	268	671	26
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー〕	672	1,008	40	1,095	1,643	65
	〔うち上記以外のエクスポージャー〕	4,413	4,413	176	4,240	4,240	169
	証券化	—	—	—	—	—	—
	〔うちSTC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち短期STC要件適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち不良債権証券化適用分〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちSTC・不良債権証券化適用対象外分〕	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	41,790	26,149	1,045	31,976	24,135	965
	〔うちルックスルー方式〕	41,790	26,149	1,045	31,976	24,135	965
	〔うちマナデット方式〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓋然性方式250%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うち蓋然性方式400%〕	—	—	—	—	—	—
	〔うちフォールバック方式〕	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー計	714,317	311,322	12,452	669,601	303,591	12,143
	CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)	714,317	311,322	12,452	669,601	303,591	12,143
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 ＜簡易方式＞		マーケット・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	マーケット・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
		—	—	—	—	—	—
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
		4,653	186	5,844	233		
		リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%	所要自己資本額 b=a×4%
		315,975	12,639	309,435	12,377		

○オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要 (単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	4,653	5,844
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	186	233
BI	3,102	3,896
BIC	372	467

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証または クレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第 250 条第 1 項第 3 号に基づき「1」を使用しております。



●信用リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うとともに、効率的な信用リスクポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

このため、信用リスク取引にかかる方針の策定（企画）、与信状況のモニタリング、個別案件の審査、執行の担当セクションが、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制し合うことにより、十全なリスクマネジメントを行うこととしており、信用リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、「信用リスクマネジメント規程」を制定しています。

また、理事長、常務、各部長、監査室長をもって構成するリスク管理委員会を半期ごと（必要に応じて随時）に開催し、基本方針やリスク内容について審議しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
正常先債権及び要注意先債権（要管理債権を含む）に相当する債権については、債務者区分毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。なお、破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収及び利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当会の貸出シェアで按分した金額と債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

◆標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。
また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y ' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

- リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I、Moody's、JCR、S&P、Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

◆信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位：百万円)

		令和6年度					令和7年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
	国内	650,776	95,384	133,974	—	30	619,196	92,445	126,308	—	25
	国外	21,751	—	21,751	—	—	18,427	—	18,427	—	—
地域別残高計		672,527	95,384	155,725	—	30	637,624	92,445	144,735	—	25
法人	農業	414	414	—	—	—	325	325	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	18,942	3,524	12,606	—	—	17,233	2,685	11,965	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	12,012	4,219	6,569	—	—	11,829	4,530	6,077	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	16,877	4,002	12,858	—	—	16,383	4,002	12,364	—	—
	運輸・通信業	10,802	979	8,194	—	30	10,560	1,073	7,927	—	25
	金融・保険業	468,636	42,148	16,846	—	—	442,640	42,464	11,433	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	10,034	1,056	8,268	—	—	9,586	627	8,305	—	—
	日本国政府・地方公共団体	104,823	32,985	71,838	—	—	100,237	30,894	69,343	—	—
	上記以外	24,512	5,523	18,542	—	—	23,503	5,313	17,319	—	—
	個人	531	531	—	—	—	527	527	—	—	—
	その他	4,939	—	—	—	—	4,795	—	—	—	—
業種別残高計		672,527	95,384	155,725	—	30	637,624	92,445	144,735	—	25
	1年以下	390,517	20,563	1,002	—	—	371,137	23,163	—	—	—
	1年超3年以下	20,644	10,494	10,149	—	—	19,536	10,623	8,913	—	—
	3年超5年以下	28,366	14,390	13,975	—	—	28,105	13,052	15,053	—	—
	5年超7年以下	24,392	9,653	14,739	—	—	19,695	6,042	13,653	—	—
	7年超10年以下	42,641	13,687	28,954	—	—	69,174	24,394	44,780	—	—
	10年超	112,566	25,662	86,904	—	—	76,882	14,547	62,335	—	—
	期限の定めのないもの	53,398	933	—	—	—	53,091	621	—	—	—
残存期間別残高計		672,527	95,384	155,725	—	—	637,624	92,445	144,735	—	—
平均残高計		751,727	86,740	182,349	—	—	688,641	79,978	154,719	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

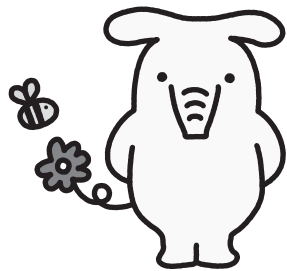
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。



◆貸倒引当金の期末残高及び期中増減額

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	217	193	－	217	193	193	176	－	193	176
個別貸倒引当金	42	22	－	42	22	22	18	－	22	18

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額 (単位：百万円)

		令和6年度						令和7年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額 目的使用	その他	期末 残高	
地域別	国内	42	22	－	42	22	－	22	18	－	22	18	－
	国外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	地域別計	42	22	－	42	22	－	22	18	－	22	18	－
法 人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	その他	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個人		42	22	－	42	22	－	22	18	－	22	18	－
業種別計		42	22	－	42	22	－	22	18	－	22	18	－

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 貸出金償却は、すでに個別貸倒引当金を引き当てていた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残額を記載しています。

○信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度						令和7年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前			CCF・信用リスク削減効果適用後			CCF・信用リスク削減効果適用前			CCF・信用リスク削減効果適用後		
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	リスク・ ウェイト の加重平均 (%)	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	リスク・ ウェイト の加重平均 (%)
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
1. 現金	0	371	-	371	-	-	-	383	-	383	-	-	-
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	71,838	-	71,838	-	-	-	69,046	-	69,046	-	-	-
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	18,542	-	18,542	-	-	-	17,319	-	17,319	-	-	-
4. 国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5. 我が国の地方公共団体向け	0	32,985	-	32,985	-	-	-	31,190	-	31,190	-	-	-
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
7. 国際開発銀行向け	0~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
8. 地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
9. 我が国の政府関係機関向け	10~20	2,909	-	2,909	-	581	20	898	-	898	-	179	20
10. 地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
11. 金融機関・第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	378,526	12,149	371,691	12,149	77,785	20	356,061	15,762	349,898	15,762	73,917	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	-	11,831	-	11,831	3,102	26	501	15,517	501	15,517	3,913	24
12. カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
13. 法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	65,466	21	65,463	21	30,271	46	59,227	21	59,027	21	25,063	42
（うち特定貸付債権向け）	20~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	1,533	192	1,359	190	1,190	77	2,187	173	1,936	171	1,664	79
（うちトランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
15. 不動産関連向け	20~150	837	-	837	-	807	96	790	-	790	-	771	98
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	1	-	1	-	0	23	0	-	0	-	0	20
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	227	-	227	-	137	61	199	-	199	-	122	61
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	608	-	608	-	669	110	589	-	589	-	648	110
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちA D C向け）	100~150	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	150	15,479	-	15,479	-	15,479	100	13,398	-	13,398	-	16,747	125
17. 延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	9	-	9	-	4	50	8	-	8	-	4	50
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
19. 取立未済手形	20	9	-	9	-	1	20	116	-	116	-	23	20
20. 信用保証協会等による保証付	0~10	23	-	23	-	2	10	29	-	29	-	2	10
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
22. 株式等	250~400	8,457	-	8,457	-	8,457	100	8,075	-	8,075	-	10,498	130
23. 上記以外	100~1250	63,152	-	63,152	-	150,589	238	62,916	-	62,916	-	149,833	238
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250~400	1,103	-	1,103	-	2,759	250	601	-	601	-	1,504	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー）	250	56,709	-	56,709	-	141,773	250	56,708	-	56,708	-	141,772	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	250	254	-	254	-	635	250	268	-	268	-	671	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権 を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	672	-	672	-	1,008	150	1,095	-	1,095	-	1,643	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	4,413	-	4,413	-	4,413	100	4,240	-	4,240	-	4,240	100
24. 証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちS T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち短期S T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
（うちS T C ・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25. 再証券化	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
26. リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	-	41,790	-	41,790	-	26,149	63	31,976	-	31,976	-	24,135	75
27. 未決済取引	-												
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエク スポージャーに係る経過措置によりリスク・アセット の額に算入されなかったものの額(△)	-												
合計(信用リスク・アセットの額)	-					311,322						302,841	

◆ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和6年度								令和7年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)								信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計											
我が国の中央政府及び中央銀行向け	71,838	-	-	-	-	-	71,838	69,046	-	-	-	-	-	-	69,046											
外国の中央政府及び中央銀行向け	18,542	-	-	-	-	-	18,542	17,319	-	-	-	-	-	-	17,319											
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-											
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	32,985	-	-	-	-	-	-	32,985	31,190	-	-	-	-	-	-	31,190										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
我が国の政府関係機関向け	-	-	2,909	-	-	-	-	2,909	-	-	898	-	-	-	-	898										
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	374,117	9,276	446	-	-	-	-	0	383,840	357,807	7,852	-	-	-	-	-	0	365,661								
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	4,469	7,361	-	-	-	-	-	-	11,831	8,921	7,097	-	-	-	-	-	-	16,019								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	19,712	36,962	1,471	-	-	2,335	-	-	5,003	65,484	19,027	31,977	1,102	-	-	1,936	-	-	5,005	59,049						
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
劣後債権及びその他資本性証券等	-	15,479	-	-	-	15,479	-	13,398	-	-	-	13,398														
株式等	-	-	8,457	-	-	8,457	-	-	-	-	-	-														
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	87	-	1,462	1,550	-	77	-	2,030	2,108																
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.20%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.20%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
うち自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け	29	67	-	38	-	-	33	-	53	3	0	227	76	-	-	36	-	-	32	-	51	3	-	199		
うち賃貸用不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連向け	-	-	608	-	-	-	608	-	-	589	-	-	-	589												
うち事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-																				
うちその他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-																				
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-																		
うちADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-																		
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	9	-	-	-	-	9	8	-	-	-	8															
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-															
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	371	-	-	-	-	371	383	-	-	-	-	383														
取立未済手形	-	-	9	-	-	9	-	-	116	-	-	116														
信用保証協会等による保証付	-	23	-	-	-	23	-	29	-	-	-	29														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-														

◆資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表
令和6年度

(単位：百万円)

リスク・ウェイト の区分	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	524,865	12,149	100%	530,024
40%～70%	42,459	－	－	42,459
75%	1,508	85	100%	1,593
80%	－	－	－	－
85%	1,236	106	100%	1,323
90%～100%	2,317	21	100%	2,335
105%～130%	662	－	－	662
150%	15,483	－	－	15,483
250%	8,457	－	－	8,457
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	0	0	100%	0
合 計	596,991	12,362	100%	602,340

令和7年度

(単位：百万円)

リスク・ウェイト の区分	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び 与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	494,498	15,762	100%	503,892
40%～70%	37,027	－	－	37,027
75%	1,139	73	100%	1,212
80%	－	－	－	－
85%	1,835	99	100%	1,889
90%～100%	2,115	21	100%	1,936
105%～130%	640	－	－	640
150%	13,401	－	－	13,401
250%	8,075	－	－	8,075
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	0	0	100%	0
合 計	558,734	15,956	100%	568,077

●信用リスク削減手法に関する事項

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもとに定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

○適格金融資産担保付取引

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

○保証

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

○貸出金と自会貯金の相殺

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	5,000	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	138	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	138	5,000	—

	令和7年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	5,000	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	141	—	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	141	5,000	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

● 派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引については、ヘッジ目的のために実施しており、「信用リスクマネジメント規程」に基づきリスク管理委員会において与信限度額について審議し、ロスカットルールを協議してリスク管理を行っています。

なお、リスク資本の割当についての方針は、別段定めておりません。

◆ 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

	令和6年度	令和7年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和6年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		－				－
合 計	－	－	－	－	－	－

令和7年度

（単位：百万円）

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	－	－	－	－	－	－
(2)金利関連取引	－	－	－	－	－	－
(3)金関連取引	－	－	－	－	－	－
(4)株式関連取引	－	－	－	－	－	－
(5)貴金属(金を除く)関連取引	－	－	－	－	－	－
(6)その他コモディティ関連取引	－	－	－	－	－	－
(7)クレジット・デリバティブ	－	－	－	－	－	－
派生商品合計	－	－	－	－	－	－
長期決済期間取引	－	－	－	－	－	－
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(▲)		－				－
合 計	－	－	－	－	－	－

（注）１．「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。

２．「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

３．「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会における証券化エクスポージャー・再証券化エクスポージャーについて、現在保有しているものはありませんが、取得する際には、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行うこととしております。

◆体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では体制の整備を行っておりません。

◆信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

証券化エクスポージャーに該当する取引はなく、現時点では方針の制定を行っておりません。

◆信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◆当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産にかかる証券化取引

該当する取引はありません。

◆当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当する取引はありません。

◆証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品にかかる会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

なお、該当する取引はありません。

◆証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R & I）
株式会社日本格付研究所（J C R）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（M o o d y' s）
S & P グローバル・レーティング（S & P）
フィッチレーティングスリミテッド（F i t c h）

◆内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため、該当しません。

◆当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

◆当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

● C V Aリスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「C V Aリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことです。

該当する取引はありませんが、取引に当たっては、取引相手方の信用力を評価したうえで行うこととしております。

◆C V Aリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び対象取引

C V Aリスク相当額は、「簡便法」により算出しております。

簡便法とは、以下のアからウ以外の者を取引相手方とする派生商品取引を対象として、派生商品取引の信用リスク・アセットの額に12%を乗じた額をC V A相当額とする方法のことです。

ア. 適格中央精算期間

イ. 当会が適格中央清算機関の間接清算参加者である場合に、次に掲げる要件を全て満たす取引にかかる直接清算参加者

(ア) 当会のトレード・エクスポージャーについて、次に掲げる場合の当会の損失の発生を防ぐための方策を適格中央清算機関または直接清算参加者が講じていること。

- ・直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合
- ・他の間接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合

(イ) 直接清算参加者が債務不履行または支払不能となった場合に、当会が追加的負担を負うことなく、当該トレード・エクスポージャーに関する契約を他の直接清算参加者または適格中央清算機関が継続または承継する枠組みがあること。

ウ. 資金清算機関等

● マーケット・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

◆当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

● オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務遂行に伴って受動的に発生するリスクで事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、業務継続リスクのことです。

当会では、「オペレーショナル・リスク管理規程」を制定し、金融機関にとって健全性を測る指標として極めて重要な開示項目である自己資本比率の適正な算出に向けて、また、統合的なリスク管理態勢を構築するためにオペレーショナル・リスク量を年1回算出し、リスク管理委員会及び理事長へ報告するなどの管理を行っています。

◆B Iの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◆I L Mの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

● 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◆出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、信用リスク及び市場リスクの枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」及び「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定の株式または出資については、信用リスク管理の枠組みの中で適切に管理を行っています。詳細については、「信用リスクに関する事項」の「リスク管理の方針及び手続の概要」に記載しています。

◆出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価
(単位：百万円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	14,610	14,610	17,279	17,279
非上場	41,193	41,193	41,193	41,193
合計	55,803	55,803	58,473	58,473

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益
(単位：百万円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
315	—	—	1,584	—	—

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)
(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
10,099	54	13,113	20

◆貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)
(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

◆リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項
(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	41,790	31,976
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

●金利リスクに関する事項

◆リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。

金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◆金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、当会では、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現在残高から差し引いた残高、③現在高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に振り分けて（平均残存期間2.5年）リスク量を算定しています。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響をおよぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

○計算値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◆ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

経済資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利ショックに関する説明リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点）

特段ありません。

◆金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		令和6年度	令和7年度	令和6年度	令和7年度
1	上方パラレルシフト	15,908	14,076	1,305	1,184
2	下方パラレルシフト	0	0	13	△ 1,174
3	スティープ化	11,937	10,765		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	2,025	2,092		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	15,908	14,076	1,305	1,184
8	自己資本の額	令和6年度		令和7年度	
		58,905		59,154	